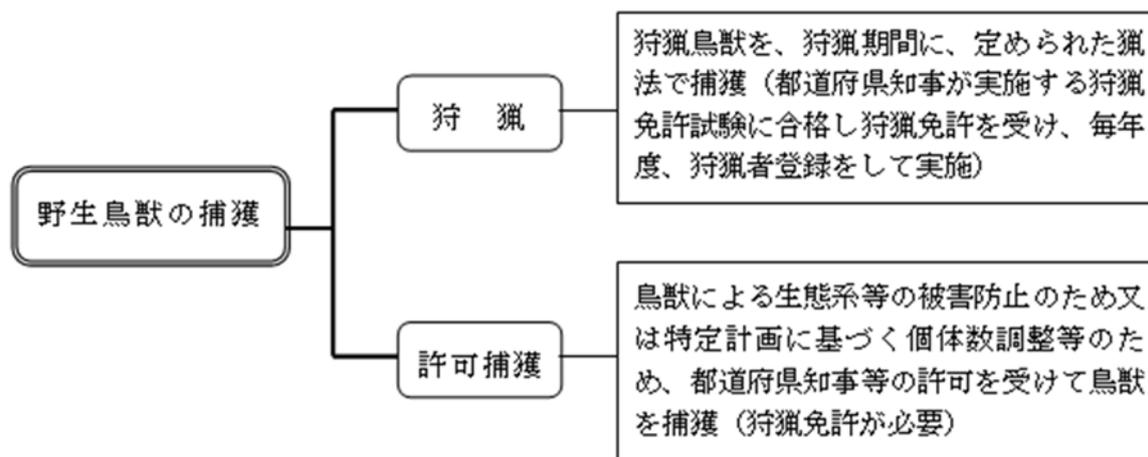


エゾシカを対象とした 「わな猟」の通年実施

■狩猟と許可捕獲	1
■平成25年度エゾシカ可猟区等設定期間.....	2
■平成24年度におけるエゾシカの推定生息数.....	3
■エゾシカ捕獲数の推移.....	4
■関係法令.....	5

■ 狩猟と許可捕獲



	狩猟	許可捕獲
定義	狩猟期間に、法定猟法により狩猟鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷）を行うこと	法で定める目的で捕獲許可を受けて行う鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵採取等
対象鳥獣	狩猟鳥獣（49種、鳥類のひな及び卵を除く）	鳥獣及び卵（狩猟鳥獣以外の鳥獣も含む）
捕獲及び採取の事由	問わない	鳥獣による生態系等の被害防止、特定計画に基づく個体数調整等のため
個別の手続き	狩猟免許の取得、毎年度猟期前の登録が必要	許可申請が必要 申請先：都道府県知事
捕獲できる時期	法令に基づき定められた狩猟期間中	許可された期間 （年中いつでも可能）
方法	法定猟法（網・わな猟、銃猟）	方法は問わない（危険猟法等については制限あり）

（出典：環境省HPより）

平成 24 年度におけるエゾシカの推定生息数について

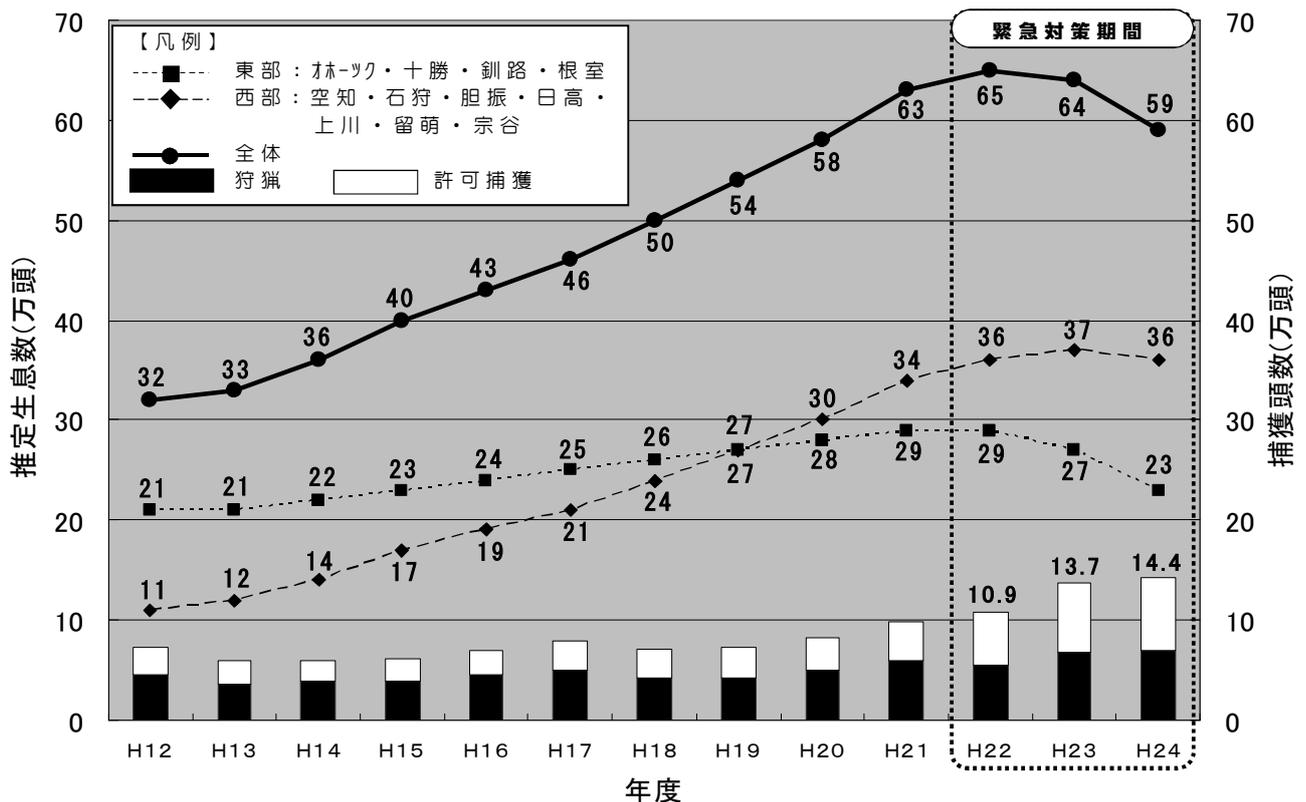
北海道環境生活部環境局
エゾシカ対策課

- これまで、国、市町村及び狩猟者などと連携し、個体数の削減に向け様々な取組みを進めてきた結果、緊急対策期間の3年目となる**平成 24 年度のエゾシカ捕獲数は、全道で約 14 万 4 千頭（前年度比 + 6 千頭）**と過去最高となり、「**捕獲推進プラン**」で示した**目標捕獲数 14 万 2,600 頭を上回った**。
- この捕獲実績等により、**平成 24 年度における全道のエゾシカ生息数は、約 59 万頭（前年度比 - 5 万頭）**と判断される。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	前年度増減
捕獲実績	約 10 万 9 千頭	約 13 万 7 千頭	約 14 万 4 千頭	+ 7 千頭
推定生息数	約 65 万頭	約 64 万頭	約 59 万頭	- 5 万頭
東部地域	約 29 万頭	約 27 万頭	約 23 万頭	- 4 万頭
西部地域	約 36 万頭	約 37 万頭	約 36 万頭	- 1 万頭
南部地域	データ不足	データ不足	データ不足	-

※平成 24 年度の捕獲実績は速報値（H24 年 6 月末日時点）。
 ※指数検討部会で示された「メディアン予測値（中央値）」を元に判断
 ※推定生息数は、今後最新データの解析により、その都度修正される可能性がある。

全道推定生息数の推移



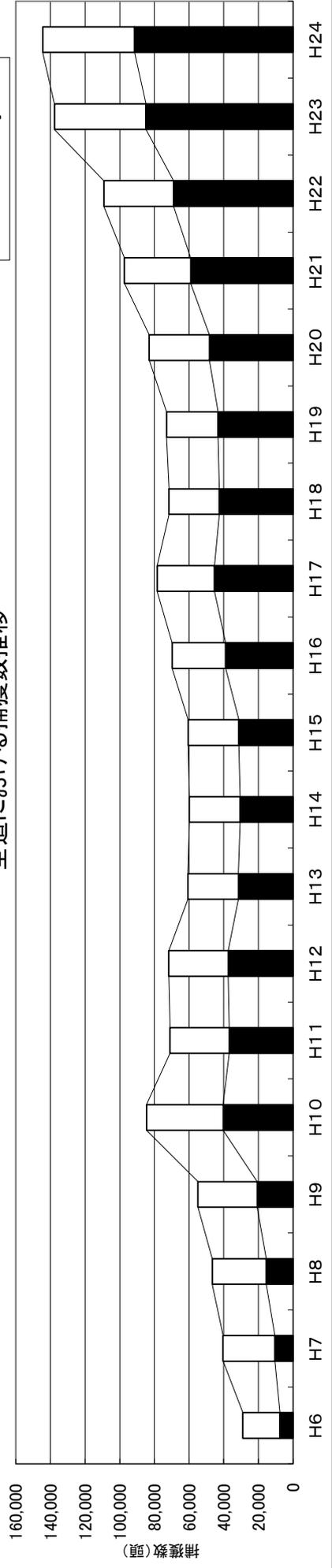
エゾシカ捕獲数の推移

(単位:頭)

北海道全体におけるエゾシカ捕獲数		H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
狩猟	オス	15,723	19,610	20,650	32,070	23,359	24,797	19,753	20,921	20,388	21,861	22,525	18,780	18,916	22,605	24,650	21,699	28,157	26,890
	メス	2,272	3,312	4,695	18,686	16,958	21,115	16,499	16,680	17,438	23,277	27,294	23,321	23,197	26,976	35,124	33,581	40,090	42,381
	メス伸び率	1.4	1.0	1.4	4.0	0.9	1.3	0.8	1.0	1.1	1.3	1.2	0.9	1.0	1.2	1.3	1.0	1.2	1.1
	計	17,995	22,922	25,345	50,756	40,317	45,912	36,252	37,601	37,826	45,138	49,819	42,101	42,113	49,581	59,774	55,280	68,247	69,271
許可による捕獲	オス	5,608	11,540	13,530	12,161	10,840	9,556	9,359	8,375	8,782	8,931	10,494	10,142	10,726	12,158	13,674	18,490	24,602	26,063
	メス	5,359	12,172	16,011	21,612	19,851	16,253	15,034	13,907	13,887	15,639	18,044	19,303	20,117	21,233	23,908	35,350	44,783	49,080
	メス伸び率	1.4	1.7	1.3	1.4	0.9	0.8	0.9	0.9	1.0	1.1	1.2	1.1	1.0	1.1	1.1	1.5	1.3	1.1
	計	10,967	23,712	29,541	33,773	30,691	25,809	24,393	22,282	22,669	24,570	28,538	29,445	30,843	33,391	37,582	53,840	69,385	75,143
合計	オス	21,331	31,150	34,180	44,231	34,199	34,353	29,112	29,296	29,170	30,792	33,019	28,922	29,642	34,763	38,324	40,189	52,759	52,953
	メス	7,631	15,484	20,706	40,298	36,809	37,368	31,533	30,587	31,325	38,916	45,338	42,624	43,314	48,209	59,032	68,931	84,873	91,461
	メス伸び率	1.4	1.5	1.3	2.0	0.9	1.0	0.8	1.0	1.0	1.2	1.2	0.9	1.0	1.1	1.2	1.2	1.2	1.1
	計	28,962	46,634	54,886	84,529	71,008	71,721	60,645	59,883	60,495	69,708	78,357	71,546	72,956	82,972	97,356	109,120	137,632	144,414

※雌雄不明のものはオスメス比率により按分している。

全道における捕獲数推移



【 関係法令 】

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（抄）

（定義）

- 第二条** この法律において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。
- 2** この法律において「法定猟法」とは、銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。以下同じ。））をいう。以下同じ。）、網又はわなであつて環境省令で定めるものを使用する猟法その他環境省令で定める猟法をいう。
- 3** この法律において「狩猟鳥獣」とは、その肉又は毛皮を利用する目的、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止する目的その他の目的で捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）の対象となる鳥獣（鳥類のひなを除く。）であつて、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるものをいう。
- 4** この法律において「狩猟」とは、法定猟法により、狩猟鳥獣の捕獲等をするをいう。
- 5** この法律において「狩猟期間」とは、毎年十月十五日（北海道にあつては、毎年九月十五日）から翌年四月十五日までの期間で狩猟鳥獣の捕獲等ができる期間をいう。
- 6** 環境大臣は、第三項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会を開いて利害関係人の意見を聴いた上で、農林水産大臣に協議するとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

（特定鳥獣保護管理計画）

- 第七条** 都道府県知事は、当該都道府県の区域内においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して長期的な観点から当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣（以下「特定鳥獣」という。）の保護のための管理（以下「保護管理」という。）に関する計画（以下「特定鳥獣保護管理計画」という。）を定めることができる。
- 2** 特定鳥獣保護管理計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 特定鳥獣の種類
 - 二 特定鳥獣保護管理計画の計画期間
 - 三 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域
 - 四 特定鳥獣の保護管理の目標
 - 五 特定鳥獣の数の調整に関する事項
 - 六 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
- 3～8** （略）

（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の禁止）

- 第八条** 鳥獣及び鳥類の卵は、捕獲等又は採取等（採取又は損傷をいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る捕獲等又は採取等をするとき。
 - 二 第十一条第一項の規定により狩猟鳥獣の捕獲等をするとき。
 - 三 第十三条第一項の規定により同項に規定する鳥獣又は鳥類の卵の捕獲等又は採取等をするとき。

（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可）

- 第九条** 学術研究の目的、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的、第七条第二項第五号に掲げる特定鳥獣の数の調整の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあつては環境大臣の、それ以外の場合にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 一 第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。
 - 二 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。
 - 三 その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。
- 2～14** （略）

（狩猟鳥獣の捕獲等）

- 第十一条** 次に掲げる場合には、第九条第一項の規定にかかわらず、第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区、第三十四条第一項に規定する休猟区（第十四条第一項の規定により指定された区域がある場合は、その区域を除く。）その他生態系の保護又は住民の安全の確保若しくは静穏の保持が特に必要な

区域として環境省令で定める区域以外の区域（以下「狩猟可能区域」という。）において、狩猟期間（次項の規定により限定されている場合はその期間とし、第十四条第二項の規定により延長されている場合はその期間とする。）内に限り、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けずに、狩猟鳥獣（第十四条第一項の規定により指定された区域においてはその区域に係る特定鳥獣に限り、同条第二項の規定により延長された期間においてはその延長の期間に係る特定鳥獣に限る。）の捕獲等を行うことができる。

- 一 次条、第十四条から第十七条まで及び次章第一節から第三節までの規定に従って狩猟をするとき。
- 二 次条、第十四条から第十七条まで、第三十六条及び第三十七条の規定に従って、次に掲げる狩猟鳥獣の捕獲等をするとき。

イ 法定猟法以外の猟法による狩猟鳥獣の捕獲等

ロ 垣、さくその他これに類するもので囲まれた住宅の敷地内において銃器を使用しないとする狩猟鳥獣の捕獲等

2 環境大臣は、狩猟鳥獣（鳥類（狩猟鳥獣のうちの鳥類に限る。）のひなを含む。以下「対象狩猟鳥獣」という。）の保護を図るため必要があると認めるときは、狩猟期間の範囲内においてその捕獲等をする期間を限定することができる。

3 （略）

（環境省令で定める鳥獣の捕獲等）

第十三条 農業又は林業の事業活動に伴い捕獲等又は採取等を行うことがやむを得ない鳥獣若しくは鳥類の卵であつて環境省令で定めるものは、第九条第一項の規定にかかわらず、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けずに、環境省令で定めるところにより、捕獲等又は採取等を行うことができる。

2 （略）

（特定鳥獣に係る特例）

第十四条 都道府県知事は、特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合において、当該特定鳥獣に係る特定鳥獣保護管理計画の達成を図るため特に必要があると認めるときは、第三十四条第一項の規定により指定した休猟区の全部又は一部について、当該特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定することができる。

2 都道府県知事は、特定鳥獣が狩猟鳥獣であり、かつ、その狩猟期間が第十一条第二項の規定により限定されている場合において、当該特定鳥獣に係る特定鳥獣保護管理計画の達成を図るため特に必要があると認めるときは、その狩猟期間の範囲内で、当該特定鳥獣に関し、同項の規定により限定された期間を延長することができる。

3 都道府県知事は、特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合において、当該特定鳥獣に係る特定鳥獣保護管理計画の達成を図るため特に必要があると認めるときは、その都道府県の区域内で、環境大臣が当該特定鳥獣に関し行う第十二条第一項の規定による禁止又は制限の全部又は一部を解除することができる。

4 （略）

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（抄）

（捕獲等をする期間）

第九条 法第十一条第二項の環境大臣が定める捕獲等をする期間は、次の表の上（左）欄に掲げる区域ごとに、それぞれ同表の下（右）欄に定める期間とする。

区域	狩猟鳥獣の捕獲等をする期間
北海道以外の区域	毎年十一月十五日から翌年二月十五日まで（猟区の区域内においては、毎年十月十五日から翌年三月十五日まで、青森県、秋田県及び山形県の区域内であつて、猟区の区域以外において、ヨシガモ（アナス・ファルカタ）、ヒドリガモ（アナス・ペネロペ）、マガモ（アナス・プラテュリュンコス）、カルガモ（アナス・ゾノリュンカ）、ハシビロガモ（アナス・クリュペアタ）、オナガガモ（アナス・アクタ）、コガモ（アナス・クレカ）、ホシハジロ（アイテュア・フェリナ）、キンクロハジロ（アイテュア・フリグラ）、スズガモ（アイテュア・マリラ）、クロガモ（メラニタ・アメリカナ）を捕獲する場合にあつては、毎年十一月一日から翌年一月三十一日まで）
北海道の区域	毎年十月一日から翌年一月三十一日まで（猟区の区域内においては、毎年九月十五日から翌年二月末日まで）

エゾシカの現地での埋設処理

■関係法令等.....	1
■鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律通知集...	3

【 関係法令等 】

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（抄）

（鳥獣の放置等の禁止）

第十八条 鳥獣又は鳥類の卵の捕獲等又は採取等をした者は、適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として環境省令で定める場合を除き、当該捕獲等又は採取等をした場所に、当該鳥獣又は鳥類の卵を放置してはならない。

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（抄）

（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合）

第十九条 法第十八条の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 地形、地質、積雪その他の捕獲等又は採取等をした者の責めに帰すことができない要因により、捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥類の卵を持ち帰ることが困難で、かつ、これらを生態系に大きな影響を与えない方法で埋めることが困難であると認められる場合
- 二 過失がなく捕獲等をした鳥獣の行方を確知することができない場合
- 三 法第十三条第一項の規定により捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥類の卵を農地又は林地に放置する場合
- 四 漁業活動に伴って意図せず捕獲等をした鳥獣を、当該捕獲等をした場所で放出する場合

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）

（投棄禁止）

第十六条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

（措置命令）

第十九条の四 一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長（前条第三号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第十九条の七において同じ。）は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行つた者（第六条の二第一項の規定により当該収集、運搬又は処分を行つた市町村を除くものとし、同条第六項若しくは第七項又は第七条第十四項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第一項及び第十九条の七において「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

- 2 前項の規定による命令をするとき、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に伴う留意事項について

(平成15年4月14日付け事務連絡)

(各都道府県・政令市一般廃棄物行政担当課あて環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。)は平成14年7月12日に公布され、平成15年4月16日から施行されます。

鳥獣保護法第18条においては、鉛弾の破片の残った鳥獣の死骸を他の野生生物が食べてしまうことによる鉛中毒事故等を防止する観点から、鳥獣又は鳥類の卵(以下「鳥獣等」という。)の捕獲等又は採取等した者は、環境省令で定める場合を除き、当該捕獲等又は採取等をした場所に当該鳥獣等を放置してはならない旨の規定が新たに設けられたところです。また、鳥獣保護法第3条第1項に基づき定められた鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針(平成14年12月27日環境省告示第86号。以下「鳥獣保護基本指針」という。)Ⅱ第四(1)⑤「捕獲物又は採取物の処理等」において、捕獲物等は原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合に限り生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することとしているところです。

鳥獣保護法の改正の趣旨を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)の運用に当たっては、下記の事項にご留意ください。

記

- 一 捕獲物等の埋設が鳥獣保護基本指針Ⅱ第四(1)⑤「捕獲物又は採取物の処理等」に従って行われる限りにおいては、廃棄物処理法第16条に規定する不法投棄には当たらないものであること。
- 二 捕獲物等の埋設により、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずる恐れがあると認められる場合は、廃棄物処理法第19条の4に規定する措置命令の対象となるものであること。

○鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針(抄)

(平成14年12月27日環境省告示第86号)

第四(1)

⑤ 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等の処理方法については、申請の際に明らかにするよう指導するものとする。

また、捕獲物等は、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする(適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。)。さらに捕獲物等が、鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。なお、捕獲した個体を生きたまま譲渡しようとする場合は、飼養登録の手続きをするよう指導するものとする。(以下略)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化 に関する法律

通 知 集

平成25年3月

環 境 省

■ 自然環境局長通知

各都道府県知事あて通知

(平成24年3月30日付け環自野発第120330005号)

VI-2 使用禁止猟具の所持規制

種の保存法との関係における手続の合理化について（法第16条第1項関係）

法第16条の規定により、法第9条第1項の許可を受けた者又は従事者が当該許可に係る使用禁止猟具（施行規則第17条に基づきかすみ網を規定）を用いて当該許可に係る捕獲等をする目的で所持する場合を除き、使用禁止猟具の所持、販売又は頒布することは禁止されている。

なお、種の保存法第10条第1項の許可を受けて行う鳥獣の捕獲又は同法第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等として行う鳥獣の捕獲は、学術研究目的、繁殖目的等の公益性の高いものであり、法第9条第1項に基づき重ねて捕獲の公益性についての審査を行い、許可の適否を判断する必要性は低いことから、法第16条第1項第2号及び第2項第2号に基づき、法第9条第14項で規定された種の保存法の手続を経た場合には、使用禁止猟具の所持、販売又は頒布することは禁止の例外とされている。

VI-3 捕獲物の放置の禁止

1. 規定の趣旨

近年、捕獲した個体が山野に放置されることにより、猛きん類が、放置された鳥獣を摂食する際に鳥獣の体内に残存した鉛製銃弾の破片も一緒に摂食してしまい鉛中毒が発生したり、鳥獣のへい死体を捕食する動物が増加することにより生態系の攪乱が生じるおそれが生じている。

このため、捕獲等した鳥獣又は採取等した鳥類の卵については、適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微であるとして環境省令で定める場合を除き、当該捕獲等又は採取等をした場所に放置することを禁止したものである。

2. 放置の概念

法第18条で禁止している放置とは、捕獲等した鳥獣をその場に、適切に処理をせずに置いたままにすることであり、捕獲した鳥獣を運搬し別の場所に集積することは放置には当たらない。また、「その場」とは、厳密な地点ではなく、社会通念上同一と考えられる場所を指すものであり、捕獲物を数メートル移動させて置いたままにした場合は放置に該当すると考えられる

なお、鳥獣のへい死体は本規定の対象とはならない。

3. 適切な処置

本規定により、鳥獣を捕獲等又は採取等した者は、原則として捕獲物又は採取物を持ち帰るか、地形的要因等によりそれが困難な場合は、風雨等により容易に捕獲物等が露出しない程度まで埋設すること等により適切に処理することが必要である。

このような処理は、捕獲物を他の鳥獣が摂食する可能性を低減するために行うものである。

なお、捕獲物をその場で血抜きや内臓の処理をした場合、血液の場合は、その場で回収しなかったとしても土壤に浸透するなどして拡散するため、実質的に該当することはほとんどないと考えられる。また、内臓をその場にそのままにした場合は放置に当たると考え

られるので、持ち帰るか又は持ち帰ることが困難な場合には埋設するものとする。

なお、通常の狩猟等で行われる範囲内で捕獲物を埋設処理する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃掃法」とする。）に抵触することはないと考えられるが、生活環境上影響が生じるような処理を行った場合、廃掃法に抵触する可能性があるので、埋設する場合には生活環境に影響を与えないよう配慮する必要がある。

(参考)

事務連絡

平成15年4月14日

各都道府県・政令市一般廃棄物行政担当課 あて

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に伴う留意事項について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）は平成14年7月12日に公布され、平成15年4月16日から施行されます。

鳥獣保護法第18条においては、鉛弾の破片の残った鳥獣の死骸を他の野生生物が食べてしまうことによる鉛中毒事故等を防止する観点から、鳥獣又は鳥類の卵（以下「鳥獣等」という。）の捕獲等又は採取等した者は、環境省令で定める場合を除き、当該捕獲等又は採取等をした場所に当該鳥獣等を放置してはならない旨の規定が新たに設けられたところです。また、鳥獣保護法第3条第1項に基づき定められた鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成14年12月27日環境省告示第86号。以下「鳥獣保護基本指針」という。）Ⅱ 第四（1）⑤「捕獲物又は採取物の処理等」において、捕獲物等は原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合に限り生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することとしているところです。

鳥獣保護法の改正の趣旨を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の運用に当たっては、下記の事項にご留意ください。

記

1. 捕獲物等の埋設が鳥獣保護基本指針Ⅱ 第四（1）⑤「捕獲物又は採取物の処理等」に従って行われる限りにおいては、廃棄物処理法第16条に規定する不法投棄には当たらないものであること。
2. 捕獲物等の埋設により、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずる恐れがあると認められる場合は、廃棄物処理法第19条の4に規定する措置命令の対象となるものであること。

4. 放置禁止の適用除外規定について

法第18条の環境省令で定める場合は、次の（1）から（4）までである。

（1）地形、地質、積雪その他の捕獲等又は採取等をした者の責めに帰すことができない要因により、捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥類の卵を持ち帰ることが困難で、かつ、これらを生態系に大きな影響を与えない方法で埋めることが困難であると認められる場合

本規定は、例えば弾丸が命中した鳥獣が崖など銃猟者が到達困難な場所にあつたり、積雪、凍土、土壌の厚さなどの要因で捕獲物を風雨により容易に露出しない程度に埋設することが困難な場合などを指している。

（2）過失がなく捕獲等をした鳥獣の行方を確知することができない場合

本規定は、捕獲物の行方を探したにもかかわらずその行方を確知できない場合を指しており、故意に捕獲物の行方を探さなかった場合はこの規定には当たらない。

（3）法第13条第1項の規定により捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥類の卵を農地又は林地に放置する場合

法第13条第1項の規定により捕獲等したモグラ、ネズミ類については、農地又は林地でこれを捕獲等しようとした場合、捕獲物が広範囲に散らばり確知できない可能性があり、かつ、放置されたとしても生態系に影響を与えるようなことが想定されにくいためこのような規定を設けたものである。

（4）漁業活動に伴って意図せず捕獲等をした鳥獣を、当該捕獲等をした場所で放出する場合

漁業活動に伴い鳥獣が網に混獲された場合は、捕獲物をその場に放出したとしても、海に放出された個体は広範囲に極めて低い密度で散らばり、生態系に大きな影響が生じるとは考えにくいため、このような規定を設けたものである。

$g^* f^2(q > 1)$

